

《結核患者の入・退院の届出について》

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 11 に基づき、病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、7 日以内にもよりの保健所長に届け出るようになっておりますので、この届出票に記入し提出してください。

保健所 記入欄	
------------	--

入院  
退院 **結核患者届出票（金沢市）**

※該当する事項を記入又は○をつけてください。

患者の氏名	男・女 ( 歳 )	患者が未成年の場合 保護者の氏名	
患者の住所		保護者の住所	

病 名 \_\_\_\_\_

入院年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

退院年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

退院時の病状

学会分類 胸部エックス線所見 [撮影日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日]  
 【病側】 r l b 【病型】 I II III IV V H Pl Op O 【拡り】 1 2 3

菌検査結果

	検体の種類	検体採取日	塗抹	培養
最新の検査結果	喀痰 他 ( )	年 月 日		
最終菌陽性	喀痰 他 ( )	年 月 日		
【同定検査】	検体: 喀痰 他 ( )	検査方法: ( )		
未実施・実施	採取日: _____ 年 _____ 月 _____ 日	検査結果: ( )		

指導区分 A 要休業 B 要軽業 C 要注意 D 正常生活

退院の事由  
 イ 軽 快  
 ロ 自己退院 (理由: \_\_\_\_\_ )  
 ハ 転 院 ( \_\_\_\_\_ 病院・医院 )  
 ニ 死 亡 (死因 \_\_\_\_\_ )  
 ホ その他 ( \_\_\_\_\_ )

備 考 \_\_\_\_\_

病 院 の 名 称 \_\_\_\_\_

病 院 の 所 在 地 \_\_\_\_\_

病 院 の 管 理 者 氏 名 \_\_\_\_\_

担 当 医 師 氏 名 \_\_\_\_\_

《記入上の注意》・胸部エックス線所見の学会分類及び指導区分は裏面の分類によって該当事項に○をつけてください。  
 ・入院患者が死亡したときや結核以外の疾病による入・退院の場合も、この届出票を提出してください。

# 結核病学会病型分類

## a. 病巣の性状

0 : 病変が全く認められないもの

I型 (広汎空洞型) : 空洞面積の合計が拡がり1 (後記) をこし、肺病変の拡がりの合計が一側肺に達するもの

II型 (非広汎空洞型) : 空洞を伴う病変があつて、上記I型に該当しないもの

III型 (不安定非空洞型) : 空洞は認められないが、不安定な肺病変があるもの

IV型 (安定非空洞型) : 安定していると考えられる肺病変のみがあるもの

V型 (治癒型) : 治癒所見のみのももの

以上のほかに次の3種の病変があるときは、特殊型として、次の符号を用いて記載する。

H (肺門リンパ節腫脹)

Pl (滲出性胸膜炎)

Op (手術のあと)

## b. 病巣の拡がり

1 : 第2肋骨前端上縁を通る水平線以上の肺野の面積をこえない範囲

2 : 1と3の間

3 : 一側肺野面積をこえるもの

## c. 病側

r : 右側のみに病変があるもの

l : 左側のみに病変があるもの

b : 両側に病変があるもの

## d. 判定に際しての約束

i) 判定に際していずれに入れるか迷う場合には、次の原則によって割り切る。

IかIIはII、IIかIIIはIII、IIIかIVはIII、IVかVはIV

ii) 病側、拡がりの判定は、I~IV型に分類しうる病変について行い、治癒所見は除外して判定する。

iii) 特殊型については、拡がりはなしとする。

## e. 記載の仕方

i) (病側) (病型) (拡がり) の順に記載する。

ii) 特殊型は(病側) (病型) を付記する。特殊型のみときは、その(病側) (病型) のみを記載する。

iii) V型のみときは、病側、拡がりは記載しない。

# 指導区分

## 生活面よりみた指導区分

A 要休業 : 業務あるいは学業を休む必要のあるもの

要入院 : 入院治療を必要とするもの

要在宅休業 : 自宅で休業する必要のあるもの

B 要軽業 : 業務あるいは学業に制限を加える必要のあるもの (勤労者では短縮勤務、軽業への配置転換を行い、学生では体育を禁止する)

C 要注意 : 業務、学業はほぼ平常どおり行ってよいが、激動、過労を禁ずる必要のあるもの。夜勤、残業、スポーツ等は避ける

D 正常生活 : 全く正常の生活を行って差し支えないもの